

11. 税の軽減制度

(1) 所得税・住民税の所得控除

納税者本人、その同一生計配偶者又は扶養親族が、障害者である場合、1人当たり、所得税については27万円、住民税については26万円が所得金額から差し引かれます。

なお、特別障害者である場合は、1人当たり、所得税については40万円、住民税については30万円が所得金額から差し引かれます。

おって、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、その特別障害者1人当たり、所得税については75万円、住民税については53万円が所得金額から差し引かれます。

	所得税の障害者控除額		住民税の障害者控除額
	本人が障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合 (1人につき)	1人当たりの額
障害者	27万円	27万円	26万円
特別障害者(※)	40万円	40万円	30万円
同居特別障害者	—	75万円	53万円

※身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級を持つ人など。

【問い合わせ】

所得税に関すること

中央区、西区、南区、北区にお住まいの方 熊本西税務署 電話 096-355-1181

東区にお住まいの方 熊本東税務署 電話 096-369-5566

※いずれも自動音声案内に従って1番を選択してください。

住民税に関すること

熊本市市民税課 電話 096-328-2183

(2) 自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

◆対象自動車

(1)障がい者本人が所有する自家用自動車で、本人が運転するもの。または、障がい者本人が所有又は当該障がい者(身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は知的障がい者若しくは精神障がい者である場合に限る。)と生計を一にする者が所有する自家用自動車で、生計を一にする者(あるいは常時介護者)が障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転するもの。

(2)もっぱら身体障がい者等の利用に供される自動車で特別の仕様がなされたもの。

[<次ページに続く>](#)

◆対象となる障害

障害種別		区分	該当する等級	
身体障害	視覚障害	本人または家族等が運転する場合	1級～3級及び4級の1(※1)	
	聴覚障害	本人または家族等が運転する場合	2級及び3級	
	平衡機能障害	本人または家族等が運転する場合	3級	
	音声機能障害	本人が運転する場合	3級 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	
	上肢不自由	本人または家族等が運転する場合	1級、2級の1及び2級の2(※2)	
	下肢不自由	本人が運転する場合	1級～6級(※3)	
		家族等が運転する場合	1級～3級	
	体幹不自由	本人が運転する場合	1級～3級及び5級	
		家族等が運転する場合	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人または家族等が運転する場合	1級及び2級 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く
		移動機能	本人が運転する場合	1級～6級
	家族等が運転する場合		1級～3級 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く	
	心臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
	じん臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
	呼吸器機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
	ぼうこう機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
	直腸機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
	小腸機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級及び3級	
免疫機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級～3級		
肝臓機能障害	本人または家族等が運転する場合	1級～3級		
知的障がい	本人または家族等が運転する場合	A1、A2		
精神障がい	本人または家族等が運転する場合	1級		

(※1) 視覚障害4級の1・・・両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの

または 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの

(※2) 上肢不自由2級の1・・・両上肢の機能の著しい障がい

2級の2・・・両上肢のすべての指を欠くもの

(※3) 下肢7級が2つある場合は2つあわせて6級となり、本人運転で該当

※法律の改正により、変更がある場合があるため詳しくはお問い合わせください。

<次ページに続く>

【問い合わせ】

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

熊本県自動車税事務所

電話 096-368-4020

熊本県県央広域本部（税務部）

代表電話 096-333-3200

軽自動車税（種別割）

熊本市市民税課

電話 096-328-2181

(3) 相続税の税額控除

85歳未満の障がい者が法定相続人に該当し、相続又は遺贈により財産を取得した場合、その方の相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

区分	控除額（税額から控除）
① 特別障害者（注）	20万円（※1）×（85歳－特別障害者の年齢）
② 障害者	10万円（※1）×（85歳－障害者の年齢）

※1 平成26年12月31日以前の相続や遺贈により財産を取得した場合には、上記の金額が特別障害者（注）12万円、障害者6万円となります。

※2 障がい者の年齢は、相続開始時によります。

※3 過去に障害者控除の適用を受けている場合には、控除額が制限される場合があります。

【問い合わせ】

熊本西税務署

電話 096-355-1181

熊本東税務署

電話 096-369-5566

※いずれも自動音声案内に従って1番を選択してください。

(4) 個人事業税の非課税措置

重度の視力障がい者（両眼視力を喪失または両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、マッサージ、はり、きゅう等の事業を行う場合は、事業税が課税されません。

【問い合わせ】

熊本県県央広域本部課税第一課

代表電話 096-333-3200

(5) 贈与税の非課税制度

特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社等の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち一定金額（特別障害者は 6,000 万円、特別障害者以外は 3,000 万円）までの金額については贈与税が課税されません。

※特定障害者とは、特別障害者（P80 の※参照）及び障害者のうち、精神に障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳 2・3 級、精神保健指定医などにより知的障がい者と判定された方など）をいいます。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

(6) 利子所得等の非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が有する預貯金等（銀行預金等・公債の各 350 万円まで）の元本から生ずる利子等については、一定の手続を要件として非課税の適用を受けることができます。

最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに一定の書類（手帳・証書及びマイナンバーカード等）を提示して確認を受ける必要があります。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

(7) 消費税の非課税制度

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品で一定のもの譲渡、貸付け等には消費税は課税されません。

※一定のものとは、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子のほか、電動車椅子や装着式収尿器、ストマ用器具などの一定の物品が対象となります。詳しくは、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>) の「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご覧ください。

【問い合わせ】 熊本西税務署 電話 096-355-1181
熊本東税務署 電話 096-369-5566
※いずれも自動音声案内に従って 1 番を選択してください。

[＜次ページに続く＞](#)

(8) ゴルフ場利用税の非課税制度

障がい者等がゴルフ場を利用する場合には、ゴルフ場利用税が課税されません。
利用する際は、障害者手帳の提示が必要です。

【問い合わせ】

熊本県県央広域本部課税第一課

代表電話

096-333-3200